

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	外国投資家の定義のうち「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は「外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等に限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際取引の実態を把握する観点から外国資本の法人の状況把握する必要があるが、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		2A140001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づいて」外国投資家、規制の適用除外。	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づいて」外国投資家、規制の適用除外。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は「外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行うこと。また、株式公開企業として多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことから、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性が変動するとは、いたずらに混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に鑑み、対応が望まれる。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	外国投資家の定義のうち「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は「外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等に限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際取引の実態を把握する観点から外国資本の法人の状況把握する必要があるが、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		2A140001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づいて」外国投資家、規制の適用除外。	5088	5088A044	44	社団法人リース業協会	44	「外為法に基づいて」外国投資家、規制の適用除外。	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における「外為法上の」外国投資家、規制の適用除外を要する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	外国機関投資家の定義のうち「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は「外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行うこと。また、株式公開企業として多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことから、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたずらに混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に鑑み、対応が望まれる。	
農林水産省所管の制度(共済) 農業同組合法 §10、11の2、11の5、11の7、11の10、11の11、11の33-11の46、11の49、11の50、30、51、34の2、34の3、93-95の2、97の2。 水産業同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第14号) 農業同組合法施行規則(平成17年農林水産省告示第514号) 水産業同組合法 §34、123の2。 水産業同組合共済制度の運用について(昭和59年1月23日付け59水漁第6号水産庁長官通知)	農業同組合法、水産業同組合法等に基づき必要な監督を実施。	c、1		共済は、一定の地域や職種でつながる者による助け合いの組織として、組合員自ら出資し、その事業を利用しようとするものであることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われる保険業とは性格が異なる。このため、どのような性格の特徴を踏まえれば独自の規制が必要である。このため、農林水産省は、農業同組合法、水産業同組合法等に基づき必要な監督を行っていることである。また、協同組合が法人格上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念と共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なる目的、性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する事業を行っているの範囲だけを捉えて比較するのは適当ではない。		2A140002	厚生労働省、経済産業省、農林水産省	共済と民間保険会社間の平等な競争環境の確立	5101	5101A001	1	在日米商工会議所	1	共済と民間保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と民間保険会社との間に規制面で平等な競争環境を確保すること。平等な競争環境を確保するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、民間保険会社と同水準の課税を行うこと。契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと。金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制の対象とすること。	平等な競争条件の確保と適切な監督・規制により消費者保護が図られる。	制度共済と民間保険会社との間に規制面で平等な競争環境を確保すること。平等な競争環境を確保するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、民間保険会社と同水準の課税を行うこと。契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと。金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制の対象とすること。	民間共済、JA共済、全労済などの根拠法のある制度共済は、根拠法に基づき主務官庁の監督下にあるが、民間保険会社に対して適用される規制との整合性が取れていないため、不平等な取扱いとなっている。それにもかかわらず、共済は民間保険会社が提供する商品と直接競争する生保商品、第二分野商品を幅広く販売している。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
〔農林水産省所管の制度共済〕 農業協同組合法 § 10、10の2、10の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2、97の2、農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第14号) 農業協同組合法施行規程(平成17年農林水産省告示第32号) 水産業協同組合法 § 34、123の2 水産業協同組合共済事業制度の適用について(昭和59年1月23日付け59水漁第6号水産庁長官通知)	農業協同組合法、水産業協同組合法等に基づき必要な監督を実施。	d	-	共済は、一定の地域や職種でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあう形態であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。このため、農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法等に基づき必要な監督を行っているところである。また、協同組合が法人格上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的、性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。		2A140002	厚生労働省 経済産業省 農林水産省	制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立	5124	5124A001	1	外国損害保険協会(FNIA)	1	制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と保険会社の双方に規制面で平等な競争環境を確立すること。平等な競争環境を達成するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、保険会社と同水準の規制を行うこと。契約保険のためのセーフティネットの整備を行うこと。全給付の整備に置き、保険会社と同様の規制を整備すること。	国民共済、農協(JA)共済、全労済など。これらは共済の商品を購入することができるため、実質的には不特定多数の人を対象として販売されており、保険会社と実質は変わらない。又員外契約も多数存在している。制度共済と保険会社との競争関係は、制度共済と直接競争する生損保商品、三分野商品と直接競争しているが、保険会社を監督している金融庁のそれと比べると過剰性に劣る。運用においても厳格性も劣る。金融庁は財務の健全性、ルール遵守、リスク管理を含めてこれら制度共済を監督する期間を持つ必要がある。現在の制度共済の例外的監督は「サービス貿易に関する一般協定」に違反する恐れがある。		
-	一部実施済み	d	-	現在、海外出張時における機器の借料や通信費等の支払いについてコーポレートカードによる決済を実施している。		2A140003	全庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入(新規)	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入(新規)	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。	-	省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の効率化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
-	一部実施済み	d	-	現在、海外出張時における機器の借料や通信費等の支払いについてコーポレートカードによる決済を実施している。		2A140003	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払いではなく、クレジットカードで支払うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替私や請求書支払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済するとは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題がある」との回答があった。また、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。との回答があった。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	一部実施済み	d	-	現在、海外出張時における機器の借料や通信費等の支払いについてコーポレートカードによる決済を実施している。		2A140003	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
	旅費の支給については国家公務員等の旅費に関する法律の規定により職員に対して支給することとされている。 その他の経費については一部実施済みである。	旅費 c その他の経費 d	-	旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により、職員に対して支給することとされているため、コーポレートカードによる決済は不可である。 その他の経費については、現在、海外出張時における機器の借料や通信費等の支払いについてコーポレートカードによる決済を実施している。		2A140003	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡便な方法決済する	
漁業法第45条 水産資源保護法第4条 各都道府県漁業調整規則 海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン) (平成14年12月12日水産庁長官通知)	遊漁者等が使用できる漁具漁法については、各都道府県漁業調整規則において、知事が地域の実状に応じて必要な規制を行うこととなっている。 海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン) (平成14年12月12日水産庁長官通知)	d	-	遊漁者等が使用できる漁具漁法については、各都道府県漁業調整規則において、知事が地域の実状に応じて必要な規制を行うこととなっている。 海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン) (平成14年12月12日水産庁長官通知)		2A140004	農林水産省	ライトローリング約 禁止の解除	5004	5004A001	1	山田貢	1	ライトローリング約 禁止の解除	ロード(釣竿)とリールを用い、ライン(抗張力:濡った状態で30ポンドの重さがその糸にかかれれば切れてしまう糸)で1本のロードに付き1個の疑似餌をひく釣をライトローリングと称し禁止されているひき縄釣とは、別の釣法と位置づけ、これを竿釣の中の1種として許可するか、(ルアー釣は竿釣で許可と思われ)あるいは新たにライトローリング約として全国で許可してほしい。 各都道府県に対して漁業調整規則等に基づき禁止対応を即期解除する指針(ガイドライン)を策定し農林水産庁長官からの技術的助言として都道府県に通知するよう要望する。	ライトローリング大会	ひき縄釣とトローリングとは、本来別の釣法であるが漁具を現航して行う釣法として漁民以外には、トローリングを日本では全面禁止できている。世界的には、禁止は日本だけであり、非文明国、不思議な国に映るだけである。トローリングは小さな魚を獲らず資源保護にもなる。四面を海に囲まれた日本の海洋レジャー、スポーツフィッシングの普及をすすめる地域活性化を図りたい。 平成14年12月12日付け指針(ガイドライン)にひき縄釣に係る規制(処置の旨)が示されているが、漁業調整委員会に遊漁者の参加が認められておらず、又ガイドラインにある海面利用協議会に、及び広い意見を聞くべき(は実施されておらず、遊漁民の声が届く)制度になっていない為実態としては、トローリングは実施されている所があるが、トローリングの禁止が解除されるのはずっと何年も先も見込めない。よって即、ライトローリングの禁止解除を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		d		建築確認申請に関しては、当省は所管しておらず、回答する立場にはないが、窓口一元化については、地方公共団体の担当部局間の連携により地方公共団体内部で対応できるものだと考えている。 なお、建築確認申請に係る建築物の敷地が農地である場合には、農地転用許可を受けなければならないことから、建築主事及び農地転用関係職員は相互に情報交換する等密接な連携を図るよう助言指導しているところである。		2A140005	国土交通省 農林水産省	建築確認申請のワンストップサービス	5020	5020A001	1	個人	1	建築確認申請のワンストップサービス	現在の建築確認申請は、各法令による諸手続きが必要であり都市計画課、建築指導課、農業委員会、道路管理課など複数のセクションで事前協議をしたり、諸手続きを踏まなければならない。そこで、窓口を1箇所に集約して効率的に建築確認申請を行う。	書類審査が1箇所で済むこと及び書類審査・効率化・許可について官民競争が行うこと。	建築確認申請をするために複数のセクションに足を運ばなければならない。また、各自自治体ごとに書式も異なるため、処理に時間がかかるため、このために多くの公務員を配置している現状があり、これを解決することにより効率化を目指す。	1.現状について 2.問題点 3.要望 4.効果
	平成13年12月から売却債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	cb		各省庁及び地方自治体において「取扱い」とすることについては、当省としては回答できる立場にない。当省の部分解除範囲の拡大等については現在検討している。		2A140006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する財政を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で審美に取り組みることが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡で、各省庁・地方自治体が共通ルールを策定している。しかし、省庁による対応のバラつき、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適切である。また、仮に個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障を及ぼすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から、外国資本の法人の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		2A140007	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家、規制の適用除外(新規)」	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家、規制の適用除外(新規)」	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、「株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。	外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資を行う場合には、外為法に基づき事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、「外国投資家」を占めるかどうかの形式基準に偏っており、支配の実質は動向されない仕組みとなっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
農地法第3条	所有権を含めた農地の権利取得が認められる法人は、原則として農業生産法人に限られている。	c	-	株式会社は、株主への配当を行うためにいかに効率よく利益をあげるかが優先される形態であり、農業と無関係な分野へ利益を求め株主の意向によって安易に農業から撤退する等の経営方針の転換がなされ、農地が適正に利用されないものではないかといった懸念が強い。したがって、こうした懸念を払拭できる確実な担保措置を講じることが困難な一般の株式会社等農業生産法人以外の法人による農地の所有を認めることはできない。		2A140008	農林水産省	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	5053	5053A223	1	(社)日本経済団体連合会	223	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。			株式会社形態で農業経営を行うことにより、農業に資本家としての概念を導入し、資金調達や人材確保等さまざまな面で株式会社のメリットを活かすことが可能になるが、現行の農業生産法人制度のもとでは、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難となっている。これまで構造改革特区で認められていた農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業への参入の全国展開が実現したことは評価できる。今後は、農業経営の更なる基盤強化に向けて、農業生産法人以外の株式会社等による農地の取得・保有を認めるべきである。	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに限って厳しい要件が課されている。
農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外にあたっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。また、農地を農地以外のものにするためには、農地法の規定に基づき許可が必要である。	e	-	市町村農業振興地域整備計画は農業振興に関する施策を計画的に推進するために市町村が策定する行政計画であり、5年ごとに行われる基礎調査の結果又は経済事情の変動等により必要が生じたときに市町村自らの判断により計画を変更するものであることから、農地法には、農用地区域からの除外に係る申請を受け付ける手続は規定されておらず、申請に対する許可等の手続も規定されていない。 すなわち、農用地区域からの除外の申出は、市町村が農業振興整備計画変更の必要性を判断するに当たってのひとつの材料となるものであり、農業振興整備計画の変更は個別の申請に基づき行われるものではない。 なお、農業振興地域整備計画は、市町村の農業振興を図るための基本的な計画であり、長期的展望に立つて定められるものであるから、頻りに変更することは適当ではなく、そのような指導等を行うことはできない。		2A140009	農林水産省	農業振興地域整備計画の変更ならびに農地転用許可にかかる申請受付頻度の見直し[新規]	5053	5053A224	1	(社)日本経済団体連合会	224	農業振興地域整備計画の変更ならびに農地転用許可にかかる申請受付頻度の見直し[新規]	農地転用ならびに農地転用許可の申請受付の頻度を高めるべきである。 少なくとも農地転用の申請については、農地転用許可の手続きと同じく、毎月1回受け付けることとするよう、地方自治体の運用の改善を図るよう周知徹底するとともに、必要に応じて指導・助言を行う等適切な処置を行うべきである。			1回申請のタイミングを逃すと次回受付まで、農地転用の場合は数ヶ月、農地転用の場合は1ヶ月待たなくてはならず、新たな土地利用ニーズなど情勢の変化に機動的に対応することができない。	農地転用には農林水産大臣または都道府県知事の許可が必要となっている。なお、農業振興地域内の農地は原則として転用が認められないため、当該農地については転用許可申請に先立ち、農用地区域からの除外(農地除外)を受けなければならない必要がある。農地転用の申請受付の頻度は市町村により異なっており、例えば各市町村ホームページへの掲載情報によると、年1回(群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、静岡県掛川市)、年3回(栃木県真岡市)、年4回(愛知県豊田市、佐賀県佐賀市)等となっている。また、農地転用の申請については、各市町村において毎月1回申請受付が設定されている。
関税定率法第9条の2第1項 関税暫定措置法第8条の5第1項 関税割当制度に関する政令第1条、第2条第5項 なごし等の関税割当制度に関する省令第6条	いもでん粉の原料であるはいじょう及びかんしよは、北海道及び南九州の信作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場等でん粉に加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。このため、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチの価格差を縮小させ、関税割当制度を講じているところである。	b	-	2005年3月にとりまとめられた「でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向」を踏まえ、コーンスターチ用とうもろこしの取合せについては、国際的な議論の展開を視野に入れつつ、これを原産して透明性の高い新たな制度を構築するための検討を進めているところである。		2A140010	農林水産省	とうもろこしの関税割当制度の見直し	5053	5053A225	1	(社)日本経済団体連合会	225	とうもろこしの関税割当制度の見直し	コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との置き合わせ比率を緩和し、コーンスターチ用とうもろこしに係るユーザー負担を軽減すべきである。			「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答において(2005年1月19日)で農林水産省は、「でん粉原料用はいじょう及びかんしよは、北海道及び南九州の信作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保する必要がある」と回答しているが、WTO国際交渉の進展等を踏まえ、関税等の環境措置を縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。	コーンスターチ用とうもろこしの関税は、関税税率では50%または12%/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件とし、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無料とする措置が講じられており(国産いも澱粉)の購入に対しては2%のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当制)。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条同法施行令第13条	麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参照し、消費者の家計を安定させることを旨として定めるとされている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、外国産麦の売渡価格を国内産麦に対する財政負担に充てるコストパル方式によることを基本に決定されている。	c	-	小麦については、国家貿易により安定供給が図られているが、小麦加工産業の製品と競合関係にある小麦粉・小麦粒でん粉等も国家貿易により管理・規制がなされている。さらに競合関係にある小麦粉調製品(パスタ等の麦加工品)についても一定の関税が課税され、製粉企業の国際競争力の確保に十分留意し、運用されている。また、小麦の政府売渡価格については、食糧法のもと、外国産麦の売渡価格を国内産麦に対する財政負担に充てるコストパル方式によることを基本に決定されているが、一方で、委員会は大規模な赤字が継続し、多額な財政負担となっているのが現状である。外国産小麦の売渡価格のあり方については、このような状況のもと、現在、麦政策全般の見直しの中で検討されている状況であり、現時点で、今回の要望を措置することは困難である。		2A140011	農林水産省	外国産小麦の政府売り渡し価格の引き下げ	5053	5053A226	1	(社)日本経済団体連合会	226	外国産小麦の政府売り渡し価格の引き下げ	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。	生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の給付は、いわゆるコストパル方式によって外国産小麦の売渡価格で賄われており、その結果、麦加工産業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7・1.8倍となっている。	
砂糖の価格調整に関する法律第3条第9条、第10条、第11条、第12条	砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびは、北海道及び鹿児島県、沖縄県の両農業における基幹作物であり、地元工場で製糖されるなど、地域経済上重要な役割を担っている。このため、砂糖を輸入する場合には、国内の甘味資源作物生産の振興や国産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。一方、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付し、国産糖企業の健全な発展を期するとともに、甘味資源作物生産農家の農業所得の確保を図っている。	b	-	2005年3月にとりまとめられた「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向」を踏まえ、糖価調整制度の枠組みは維持しつつ、現在の最低生産者価格は騰貴し市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行するとともに、砂糖業界全体として一層のコスト削減が図られるよう、制度改正に向けた検討を進めているところである。		2A140012	農林水産省	糖価調整制度の更なる見直し	5053	5053A227	1	(社)日本経済団体連合会	227	糖価調整制度の更なる見直し	輸入糖に係る調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。	輸入糖に係る調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。	「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向(2005年3月)」において糖価調整制度の維持が示されたが、現行制度の下では、国産糖生産者・製造者におけるコスト削減のインセンティブが働かず、国産糖と輸入糖の大幅な内外価格差は縮小しない。消費者、ユーザーの農家から最低生産者価格を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付している。	政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。また、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付している。
財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	賃貸借契約は国庫債務負担行為によるものを除き単年度契約。	c	-	国の契約は「会計法」及び「予算決算及び会計令」に基づき行われていることから、当省としては回答できる立場にない。		2A140013	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に関して、地方自治体から付される契約解除条件を削除等すること。	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に関して、地方自治体から付される契約解除条件を削除等すること。	現在、各省庁がOA機器や車両を購入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを異つた割合はリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっており、一部の自治体ではリース契約書で翌年度以降において繰入繰出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。前述の事項が内閣府に提出されているが、リース会社には解約リスクが残り、一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、公平を欠く。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	C	-	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容をより簡単に書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。したがって、契約成立時交付書面(17条書面)は、現状において法目的である投資家保護の観点から、適切なものであると考えている。		2A140014	金融庁 農林水産省 経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5088	5088A021	1	社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後追と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的入力を負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、直ちに廃止規制である。いち早く撤廃すべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難である」との趣旨の回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする余裕を与えることとするためである。投資信託との比較において、投資信託についてはその販売に関して、証券取引法第43条における適合性原則が適用されるものの、商品ファンド法には同様の規制はない。このため、商品ファンドにおけるクーリングオフ制度は、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、適切なものであると考えている。		2A140015	金融庁 農林水産省 経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5088	5088A022	1	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するなら、投資信託にも即ちクーリングオフを適用すべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難」との趣旨の回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明は提供されず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
-	平成13年11月から発生債権担保権譲渡制限制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	cd	-	各省庁及び地方自治体において統一の取扱いとすることについては、当面としては回答できる立場でない。当面の部分解除範囲の拡大等については現在検討している。		2A140016	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一のかつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対応となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一のかつ早急な対応を求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法等	金融商品について、業態別の規制を中心に、業法との規制が存在している	b		金融業態に対応した利用者保護ルール等の整備、徹底、市場機能の充実とその他の信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する機動的な法として「投資サービス法(仮称)」について、金融審議会の中間整理を踏まえ、早期の法制化に取り組む。		zA140017	金融庁 経済産業省 農林水産省	日本版金融サービス・市場法の制定	5095	5095A001	1	損害保険労働組合連合会	1	日本版金融サービス・市場法の制定	保険業法をはじめとする業態別の現行法律系については、金融商品販売法、消費者契約法や独占禁止法等、業界横断的な関係法令との整合性も考慮、今日的な存在意義を踏まえて大々(見直し)様々な留意点を十分にふまえ、(左記要望理由に記載)金融サービスの市場ルールに関する新しい枠組みである「日本版金融サービス・市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。	販売ルートが多様化するなか、各業法による業態別の各種規制の存在は、消費者・業者双方にとってもわかりにくいものであるほか、事後チェック型行政の転換が進むなかでの事前規制のあり方については、今日的に見直す必要がある。社会的公正の確保とともに、消費者利益の保護がより一層重要視されているなか、複雑な金融商品を業態横断的に捉えた市場取引ルールの整備が急務であると考え、	<p>国債化、規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業において、消費者の求める商品と事業者の提供している商品との乖離がある。こうした乖離が、重要事項説明、金融商品販売法による消費者保護がなされていないこと、一部の事業者が消費者よりも、取引ルールとして不十分な一方、既得の業法と業態別の業法との乖離があること、</p> <p>国債化、規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業において、消費者の求める商品と事業者の提供している商品との乖離がある。こうした乖離が、重要事項説明、金融商品販売法による消費者保護がなされていないこと、一部の事業者が消費者よりも、取引ルールとして不十分な一方、既得の業法と業態別の業法との乖離があること、</p> <p>国債化、規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業において、消費者の求める商品と事業者の提供している商品との乖離がある。こうした乖離が、重要事項説明、金融商品販売法による消費者保護がなされていないこと、一部の事業者が消費者よりも、取引ルールとして不十分な一方、既得の業法と業態別の業法との乖離があること、</p>	
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第7条、第14条及び第15条	農林水産大臣は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る必要があると認めるときは、農林物資規格審議会の議決を経て、当該農林物資の品質に関する基準等を内容とする日本農林規格(JAS規格)を制定する。JAS規格制定に当たっては、農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見通し、国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様の条件の下にある者を不公平に差別することのないように制定する。現行のJAS規格による格付制度には、農林水産大臣により登録された登録格付機関又は登録外国格付機関等により、製品の生産・製造工程の管理体制、検査体制及び品質管理体制の審査を受け、製品の規格適合性が確保されると認定された製造業者が、自ら格付を行い、JASマークを表示する仕組み。農林水産大臣により登録された登録格付機関又は登録外国格付機関が、製造業者等から格付申請があった農林物資について検査し、製品の格付を行い、JASマークを表示する仕組みがある。	c		JAS制度では、林産物については、JAS規格に定められている品質に関する基準に即して認定機関又は登録格付機関が製品の検査とその結果に応じた格付を行い、格付がなされたもののみ格付の表示(JASマークの貼付)が行われることになる。このように、JAS規格による格付の際には、必ず製品の検査と格付を行う仕組みとなっているため、JAS制度に国際性を求むという外的目的試験機関による一般的なデータが存在することとはできない。他方、JAS制度においては、外国の製造業者の認定を認るため、JAS制度と同等の制度が存在すること認められた。このため、認定機関や登録外国格付機関を認めること認められた認定外国製造業者や登録外国格付機関は、外国においてJAS規格に照らし製品の検査と格付を行った上で、JASマークを貼付し、これを我が国に輸出することは可能である。なお、今後において、改正JAS法が成立しており(平成18年3月1日施行)、これにより登録外国認定機関等を認めるに当たり必要な新たな制度の両立性が確保されること。今後は、同等の制度を持たない国においても、登録外国認定機関の設立が可能となる。利用実情がなかった登録外国格付機関の制度については、3年間の経過期間の後、廃止。)。		zA140018	国土交通省、経済産業省、農林水産省	JIS・JAS規格制度の見直し	5122	5122A001	1	社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	1	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	建築部材に関して、海外の公的試験機関による検査済データであればそのまゝ国内で採用して欲しい。現状は例え試験結果が同等であっても、あらためてJIS・JAS規格を取らなければならない。スピードに欠け、事業競争の妨げになっている。	
農地法第2条第7項	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成要件及び業務執行役員要件の1つの要件を満たす農業生産法人に限られている。	d		農業生産法人については、その取得される農地がきちんと農業の用に供されることを確保する観点から、その業務執行役員に対して一定程度農業に従事すべきことを要件としているところである。また、農業生産法人以外の法人に農地の権利取得は、(1)経営規模による権利の取得を認める構造改革特区制度が実施されており、間もなくこの特区制度が全国展開されることとなっている。この特区制度及びその全国展開の措置による場合には、農業に常時従事する業務執行役員を1人設置すれば要件を満たすことが可能であり、これらの制度を活用すれば提案の内容は実現可能である。		zA140019	農林水産省	ワイン(果実類)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽上げ、粉末、抽出液使用の許可	5123	5123A003	1	日本ニュービジネス協議会連合会	3	ワイン(果実類)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽上げ、粉末、抽出液使用の許可	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業従事者が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。そのため役員には広い分野の議員を有し、且つ、マーケティング等幅広い活動が必要で、農業生産法人の役員要件を緩和すべきである。現在の役員の過半は年間150日以上の農業従事者が必要とされているが、月に1-2回の従事に緩和して欲しい。	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業従事者が昨今必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。そのため役員には広い分野の議員を有し、且つ、マーケティング等幅広い活動が必要で、農業生産法人の役員要件を緩和すべきである。現在の役員の過半は年間150日以上の農業従事者が必要とされているが、月に1-2回の従事に緩和して欲しい。	現在の役員は年間150日以上以上の農業従事者が必要とされているが、この規定があるため経営感覚に優れた人材を経営陣に迎えることが難しい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
農地法第2条第7項	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成要件及び業務執行役員要件の1つの要件を満たす農業生産法人に限られている。	d	-	農業生産法人については、その取得される農地がきちんと農業の用に供されることを確保する観点から、その構成員の過半が農業関係者であることを要件としているところである。 また、現在、構造改革特別区域に限って実施されている。農業生産法人以外の法人による農地の借賃又は使用貸借による権利の取得を認める措置が全国展開されることになっており、この特区制度及びその全国化の措置による場合には、法人の構成員に係る要件は課税されていない。したがって、これらの制度を活用すればご提案の内容は実現可能である。		2A140020	農林水産省	農業生産法人の構成員要件の緩和	5123	5123A004	1	日本ユニシティ協議会連合会	4	農業生産法人の構成員要件の緩和	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が今後必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。現在、議決権の過半は農業関係者が必要とされているが、農業経営をより発展させるため豊富な経営経験と知識をもちた人材が出資できるよう農業生産法人の構成員要件を緩和すべきである。	農業生産のみならず消費者の口元までの広い範囲を視野に入れた農業経営が今後必要になっており、特に、企業経営のノウハウを農業生産に取り入れていきたい。現在、議決権の過半は農業関係者が必要とされているが、農業経営をより発展させるため豊富な経営経験と知識をもちた人材が出資できるよう農業生産法人の構成員要件を緩和すべきである。	現在の構成員(出資者)の過半は農業関係者が必要とされているが、この規定があるため経営感覚に優れた出資者を結集することが難しい。	
植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条及び第18条 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条	農林水産省令で定める種痘については、植物防疫官は、輸入時の検査の結果、検査有動物植物があるかどうかを判断するための必要な措置を講ずるとして、輸入物の検査を実施する。また、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。また、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。また、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。	c	-	輸入される動物植物の取扱荷揚については、その内容が防疫上の重要と判断されるか、その内容により「重要と判断されるかどうか」を判断する必要がある。その判断は、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。また、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。また、輸入物の検査結果に基づき、必要に応じて、輸入物の検査を実施する。		2A140021	農林水産省	海外輸入果樹の隔離栽培の条件付きでの撤廃	5123	5123A005	1	日本ユニシティ協議会連合会	5	海外輸入果樹の隔離栽培の条件付きでの撤廃	海外輸入果樹の導入に際し、植物防疫法施行規則第15条にて1年間の日本国内での隔離栽培試験が義務付けられている。貿易障壁が撤廃されている現実に照らして、防除すべき病害、虫類、微生物の無いことの証明書、及び何時、どんな手段で防除が成されたかの防衛実績表を添付することによって上記条項の適用除外を提案する。同条による隔離栽培の期間は長く、ビジネスチャンス喪失につながっており、同条の適用除外により農業振興の一助となる。	海外輸入果樹の導入に際し、植物防疫法施行規則第15条にて1年間の日本国内での隔離栽培試験が義務付けられているため農業生産におけるビジネスチャンス喪失につながっている。		